

## 町村沿革ニ關スル書類

藤津郡役所関係



明治20年1月山縣有朋内相は、「地方制度編纂委員会」を設置して、「地方制度編纂綱領」を作成し、これを基礎として、市制、町村制法案を閣議に提出し制定させました。

この市制、町村制の施行に先立って、行政上の目的に合った規模の自治体とするため、山縣内相は明治21年6月13日付訓令第352号で町村合併の標準を示し、大規模な町村合併を行っています。この合併によって、従来の町村の数は、全国で7万4百余りであったものが、1万3千3百余りに整理統合されました。

藤津郡役所管内の町村においても、大規模な合併を行なうための基礎資料となる「戸数、人口」、「田反別、畑反別」、「租税戸数」、「共有財産の状況」、「戸長役場費調」等の調査が行われました。

第一表

町村名	現住戸数	人口	公民	選挙権	選挙権	公民以上特別選挙権
町村名	六十一戸	三〇六八人	三十五人	三十五人	三十五人	三十五人
下宿村	六十八戸	三〇七九人	三十五人	三十五人	三十五人	三十五人
今寺村	六十七戸	三〇七〇人	三十五人	三十五人	三十五人	三十五人
下宿村	六十八戸	三〇七九人	三十五人	三十五人	三十五人	三十五人
下宿村	六十八戸	三〇七九人	三十五人	三十五人	三十五人	三十五人
下宿村	六十八戸	三〇七九人	三十五人	三十五人	三十五人	三十五人
下宿村	六十八戸	三〇七九人	三十五人	三十五人	三十五人	三十五人
下宿村	六十八戸	三〇七九人	三十五人	三十五人	三十五人	三十五人
下宿村	六十八戸	三〇七九人	三十五人	三十五人	三十五人	三十五人
下宿村	六十八戸	三〇七九人	三十五人	三十五人	三十五人	三十五人
計	五十三戸	二五〇〇八人	二八八人	二八八人	二八八人	二八八人

第二表

町村名	田	畑	宅地	官林	官林	池沼	雑種地	計
町村名	八畝七歩	六畝四歩	九畝九歩	七畝七歩	三畝七歩	七畝八歩	七畝七歩	五十三畝三歩
内野山名	九畝六歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩
内野山名	九畝六歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩
内野山名	九畝六歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩
内野山名	九畝六歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩
内野山名	九畝六歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩
内野山名	九畝六歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩
内野山名	九畝六歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩
内野山名	九畝六歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩	七畝七歩
計	八畝七歩	六畝四歩	九畝九歩	七畝七歩	三畝七歩	七畝八歩	七畝七歩	五十三畝三歩





この「市制、町村制」が実施された後の大正6年から15年までに生じた役場の位置の変更、公有水面の埋立等による区域の一部変更、村の名称変更、さらには「村」から「町」への変更等の書類も残っています。

また、藤津郡以外では、三養基郡、神埼郡、杵島郡、東松浦郡の関係分が残っています。